

## 熊本大学大学院社会文化科学教育部博士前期課程における学位論文等の審査等に関する細則

(趣旨)

第1条 この細則は、熊本大学学位規則（平成16年4月1日制定）第23条の規定に基づき、熊本大学大学院社会文化科学教育部（以下「本教育部」という。）博士前期課程における修士の学位論文又は特定の課題についての研究の成果（以下「修士論文等」という。）の審査及び最終試験等に関し必要な事項を定める。

(修士論文等の提出資格者)

第2条 本教育部に在学する者で修士論文等の審査を受けることができるものは、本教育部に1年以上在学し、所定の授業科目について、18単位以上を修得した者とする。ただし、教授システム学専攻にあつては17単位以上を修得した者とする。

2 1年在学コースにおいては、6ヶ月以上在学し、所定の授業科目について16単位以上修得した者とする。

(修士論文等の提出期限等)

第3条 修士論文等を提出しようとする者は、課程修了の年度の1月10日（1年在学コースについては2月12日）までに修士論文等の要旨を添えて本研究科長に提出しなければならない。ただし、同日が土・日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日の場合は、翌日とする。

2 熊本大学における通常の卒業期に卒業できない学生の取扱いに関する内規（平成16年4月1日制定）に基づき6月、9月又は12月に修了する場合の修士論文等については、本教育部長が指定する期日までに提出しなければならない。

3 前2項の場合、あらかじめ修士論文等の題目を前項の提出期限の3ヶ月前までに主指導教員及び副指導教員の承認を得て本教育部長に届け出なければならない。

(審査委員会)

第4条 熊本大学学位規則第7条及び本研究科規則第16条に定めるところにより、修士論文等の提出者ごとに審査委員会を置くものとする。

2 審査委員会は、修士論文等の審査及び最終試験を行う。

3 審査委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

(1) 主指導教員

(2) 副指導教員

(3) 提出された修士論文等の内容に関連のある学術領域の専任の教授・准教授・講師  
1人以上

4 審査委員会に主査を置き、委員の互選によって定める。

5 審査委員会は、必要があるときは、教授会の議を経て、熊本大学大学院の他の教育部又は他大学の大学院若しくは研究所等の教員等に審査の一部を委嘱することができる。

(修士論文等の合否判定)

第4条の2 修士論文等の合否の判定は、問題意識の明確性、論証過程の説得性、研究成

果の独創性、表現・引用の適切性等を総合して行う。

(最終試験)

第5条 審査委員会は、本教育部規則第6条第1項に定める単位を修得し、かつ修士論文等を提出した者について、審査した修士論文等を主として、これに関連する筆記又は口頭による最終試験を行う。

(修士論文等の審査及び最終試験の結果報告)

第6条 審査委員会は、修士論文等の審査及び最終試験が終了したときは、学位論文審査・特定課題研究審査結果報告書を本教育部長に提出するものとする。

(雑則)

第7条 この細則に定めるもののほか、本教育部博士前期課程の修士論文等の審査等に関し必要な事項は、教授会の議を経て、別に定める。

附 則

この細則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成31年4月1日から施行する。